

地区計画の届出手続きについて（ご案内）

○地区計画とは

安全で快適な街並みの形成や良好な環境の保全などを目的に、地区の特性にあったきめ細かな計画を都市計画として定めるものです。

長久手市では、次の10地区で地区計画を定めています。

- 1 さつきが丘地区
- 2 丁子田地区
- 3 戸田谷再開発地区
- 4 長湫南部地区
- 5 三ヶ峯地区
- 6 長久手中央地区
- 7 前熊一ノ井地区
- 8 公園西駅周辺地区
- 9 下山地区
- 10 公園西駅周辺先導住宅街区地区

○届出の必要な行為

次の行為を着手する日の30日前までに届出が必要になります。

- 1 土地の区画形質の変更
- 2 建築物の建築又は工作物の建設
※ 建築確認の不要な10㎡以内の建築も届出が必要です。
- 3 建築物等の用途の変更
- 4 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更

※ 届出の行為（設計又は施行）を変更する場合は、変更届出書を提出してください。

※ 消える筆記具（摩擦で消えるボールペン、鉛筆等）で記入しないでください。